

令和 8 年度  
守谷市北部地域包括支援センター  
事業計画(案)

守谷市北部地域包括支援センター

## I 北部地域包括支援センターの運営方法

大野地区・大井沢地区・北守谷地区に北部地域包括支援センターを1か所設置し、運営する形態をとります。

## II 職員配置

職員(3職種)の1人当たり第1号被保険者数が概ね1,500人程度となるよう、職員1名の増員を予定しております。職員を増員することにより、より質の高いサービスの提供やより多くの高齢者の支援を可能にします。

※人員確保に苦慮しており、令和8年4月1日時点では、令和7年度の配置数のままとなっています。

(令和8年4月1日現在)

常勤職員		備考
保健師	1人	
社会福祉士	1人	
主任介護支援専門員	1人	正規資格者に準ずる者
その他	0人	
計	3人	配置予定人数5人

表1 北部圏域高齢者データ

(令和8年4月1日現在)

	全年齢人口	高齢者人口	高齢化率	75歳以上人口(率)
大野地区	2,992人	919人	30.72%	534人 17.85(%)
大井沢地区	3,664人	1,010人	27.57%	559人 15.26(%)
北守谷地区	16,574人	4,763人	28.74%	2,566人 15.48(%)
北部圏域	23,230人	6,692人	28.81%	3,659人 15.75(%)

表2 要介護認定者数

(令和8年4月1日現在)

	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	圏域合計
要支援1	24人	20人	125人	169人
要支援2	21人	27人	88人	136人
小計	45人	47人	213人	305人
要介護1	32人	35人	175人	242人
要介護2	19人	24人	85人	128人
要介護3	29人	18人	66人	113人
要介護4	11人	19人	59人	89人
要介護5	10人	13人	51人	74人
小計	101人	109人	436人	646人
合計 (認定率)	146人 15.89(%)	156人 15.45(%)	649人 13.63(%)	951人 25.99(%)

### Ⅲ 地域支援事業

#### Ⅰ 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

##### (1) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる支援を行います。また、8050問題など、多様化・複雑化している問題に対応するために、多職種、他機関との連携を強化します。そのために北部圏域の3地区に担当職員を配置し、次の事業を実施します。

- ① アウトリーチ型相談を継続して、圏域高齢者の実態を把握し、他機関との連携のもと必要な支援を行います。
  - ・優先度をつけた85歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の訪問(市との協働事業)を実施します。
  - ・新規訪問対象者には、地域包括支援センターの役割を理解し、気軽に相談してもらえよう周知を行います。

- ② 圏域におけるネットワークを構築・強化していきます。
- ・民生委員との連携強化については、総合相談支援事例について必要時に民生委員から情報を得ることを継続します。また、必要時に民生委員に同行訪問を依頼します。
  - ・高齢者訪問時に、必要時に民生委員に同行訪問を依頼します。
  - ・地区民生委員児童委員協議会の会議等に参加し、民生委員と顔の見える関係を作り、包括支援センターに相談しやすい環境を築きます。
  - ・まちづくり協議会の地域福祉部会等に参加し、地域とのつながりから地域の高齢者のニーズや社会資源の把握に努めます。
  - ・困難ケース等の地域ケア個別会議を開催し、関係機関との連携を図るとともに多職種や地域の支援者との支援体制を構築していきます。
  - ・高齢者の支援に活用できるよう、把握した地域の社会資源の情報を、多職種と共有していきます。
  - ・障がい者基幹相談支援センター（健幸長寿課所管の障がい者（児）相談窓口）との連携・情報共有を図り、複合的な課題に対応していきます。
- ③ 市民に地域の高齢者の身近な総合相談窓口であることを知ってもらい、適切なサービスの利用につなげるために地域包括支援センターの取組を周知します。
- ・関係団体の会議や地域のイベントなどに参加し、地域包括支援センターの取り組みを周知します。

## (2) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を市と連携を図りながら行います。

- ① 高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応（市との連携・役割分担で対応）
- ② 高齢者訪問などを通じて把握した成年後見制度利用ニーズを市と情報共有し、必要なタイミングで利用が出来るように継続的な支援を行います。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ① 茨城県介護支援専門員協会守谷地区会での活動（事例検討会等）に参加し、地域の

現状や課題を共有しながら、必要時に情報提供を行います。

- ② 地区民生委員児童委員協議会の会議、まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加して地域課題を把握し、解決に向け、地域住民や関係機関との連携・協働の体制を構築し、強化していきます。
- ③ 在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携 住民普及啓発ワーキンググループ等）に参加し、守谷市近隣の事業所との連携を図っていきます。
- ④ 専門職を対象とした研修会を開催します。（1回）  
「意思決定支援について（案）」（日程未定）

#### （4）地域ケア個別会議の開催

- ① 要支援認定者の新規や更新のケアプランに対し、専門職から助言をもらい、要支援者の自立支援を促進します。
- ② 地域ケア個別会議を通して、高齢者のニーズを把握し、必要な社会資源をまちづくり協議会などで情報を収集します。
- ③ 解決困難事例等の支援について、関係者（介護支援専門員、民生委員、警察、市役所等）と会議を開催することで、情報や支援の方向性を共有し、継続的な支援体制を構築します。

## 2 その他の事業

### （1）認知症初期集中支援チームの運営を行います。

- ① 総合相談の中で、医療や介護サービスにつながっていない認知症高齢者の相談を受けた際には、必要に応じてチーム員が介入し、適切な支援を行います。
- ② 認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、サポート医の助言を受け早期に適切な医療やサービスにつなげます。

### （2）認知症地域支援推進員として活動します。

- ① 認知症の方やその家族の支援を円滑に推進できるよう努めます。
- ② 市民が認知症への理解を深められるよう、市と協働した普及啓発活動に取り組みます。

### （3）認知症サポーター養成事業等に取り組みます。

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトとして、市と協働し、認知症サポーター養成事業等に取り組みます。

### （4）地域包括支援センター連絡会へ出席し、市や南部地域包括支援センターとの連携や共同体制を強化します。

#### IV 介護予防支援

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方が、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行います。また、北部地域包括支援センター直営担当件数は、1職員10件を上限とし、その他は次の居宅介護支援事業所へ委託します。

令和8年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託予定先一覧  
(令和8年4月1日現在)

市内居宅介護支援事業所	市外居宅介護支援事業所
あかり居宅介護支援事業所	ハピネス居宅介護支援事業所
アネシス指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所ケア・アシスト はあとぴあ
居宅介護支援事業所ケア・アシスト守谷	居宅介護支援事業所ケアパーク
茨城リハビリテーション病院ケアサービス	居宅介護支援事業所エンリッチ
ケアプランセンター七福神	居宅介護支援事業所桑林
ケアプランセンター花きりん	ケアプランサービスにじいろ
さとう居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所うたたね
指定居宅介護支援事業所サンタ	わかたけ居宅介護支援事業所
ツクイ守谷	オハナ・リハ株式会社
ひかり居宅介護支援事業所	/
居宅介護支援事業所しあわせ	
居宅介護支援事業所つむぎ	
住まいくらぶ	